

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(税込・円)	契約金額(税込・円)	落札率(%)	公益法人の場合		備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	
				該当なし								

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(税込・円)	契約金額(税込・円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合		備考
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	
				該当なし									

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(税込・円)	契約金額(税込・円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
1	ハローワーク業務のオンライン化に伴う環境の整備に係る機器等賃貸借契約	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	R6.11.1	株式会社リンクージ 石川県金沢市御所町1丁目399番地	2220001008662	一般競争入札(最低価格落札方式)	¥2,643,960	¥2,264,262	85.6%				

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(税込・円)	契約金額(税込・円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合		備考	
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
1	ハローワーク業務のオンライン化に伴う環境の整備に係るネットワーク環境の構築	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 村瀬 友哉 福井市春山1-1-54	R6.11.1	大電産業株式会社 福井県福井市春山1-6-15	4210001001864	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号 本件の無線LANの整備については、既存のルーターを分岐してLANを整備するため、ネットワークのセキュリティ管理を他の既存のLAN同士間のセキュリティも含め一元的に行う必要性がある。よって当該ルーターを納入し、現在ルーター保守契約を締結している業者以外では対応が難しい。新規ルーターを設置すれば他業者にも対応可能であるが、新規ルーターに係る費用が加算されるため、コスト面においても既存ルーターを使用する方が割安である。 以上より、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため、随意契約を締結するものである。	¥1,939,135	¥1,771,000	91.3%					

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。